

## 知的財産管理技能検定2級公式テキスト【改訂10版】をご購入いただいた皆様へ

第39回(2021年7月11日実施)以降の検定試験を受検される場合は、法改正に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定2級公式テキスト【改訂10版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第38回	2021年3月7日(日)	2020年9月1日
<b>第39回</b>	<b>2021年7月11日(日)</b>	<b>2021年1月1日</b>
第40回	未定	

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

### 改訂に関連する法律

文化庁ホームページ

著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律

(施行:令和2(2020)年10月1日/令和3(2021)年1月1日)

URL : [https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02\\_hokaisei/](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02_hokaisei/)

(概要: [https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02\\_hokaisei/pdf/92359601\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/r02_hokaisei/pdf/92359601_01.pdf))

※2021年3月7日現在

該当箇所	変更前	変更後
P295 Lesson33 著作者人格権 <b>1</b> 著作者人格権とは 2行目	これ以外に「名誉・声望保持権」があります（著 113 条 <b>7</b> 項）。	これ以外に「名誉・声望保持権」があります（著 113 条 <b>11</b> 項）。
P311 Lesson35 著作権の変動 <b>3</b> 著作権の移転と活用 下から 3 行目～ 追記	また、許諾された「著作物を利用する権利」は、著作権者の承諾があれば、第三者に譲渡できます（著 63 条 3 項）。	また、許諾された「著作物を利用する権利（ <b>利用権</b> ）」は、著作権者の承諾があれば、第三者に譲渡できます（著 63 条 3 項）。 <b>著作権者から「著作物を利用する権利（利用権）」の許諾を受けた者は、その著作権が第三者に譲渡されて著作権者が変更になった場合でも、利用を継続することができます。この場合、登録等を備えている必要はありません（著 63 条の 2）。</b>
P318 Lesson35 著作権の制限 <b>2</b> 許諾なく利用できる場合 1 0 行目	相当額の補償金を著作者に支払わなければなりません（著 30 条 <b>2</b> 項）。	相当額の補償金を著作者に支払わなければなりません（著 30 条 <b>3</b> 項）。
P318 Lesson35 著作権の制限 <b>2</b> 許諾なく利用できる場合 1 7 行目～1 9 行目 差し替え	また、インターネット上で、海賊版と知りながらそれをダウンロード（録音、録画）する行為は、私的使用目的でも複製権の侵害となることが規定されています（著 30 条 1 項 3 号）。	また、インターネット上で、違法にアップロードされた音楽や映像（いわゆる海賊版）について、それが違法にアップロードされたものであることを知りながらダウンロード（録音、録画）する行為は、私的使用目的であっても複製権の侵害となることが規定されています（著 30 条 1 項 3 号）。 さらに、音楽や映像に限らず、著作物全般（漫画、書籍、論文、コンピュータプログラム）についても、違法にアップロードされたことを知りながらダウンロードする行為は複製権の侵害となります（著 30 条 1 項 4 号）。ただし、①スクリーンショットを行う際の写り込み、②漫画の 1 コマ～数コマなどの「軽微なもの」、③二次創作・パロディ、④「著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合」のダウンロード、については除外されます。

該当箇所	変更前	変更後
P319 Lesson35 著作権の制限 2 許諾なく利用できる場合 3行目～5行目 差し替え	例えば、写真の撮影等の際に他人の著作物が写り込んでしまってもそれが軽微な部分である等の要件を満たせば著作権者の許諾がなくとも複製等ができる付随対象著作物の利用（著30条の2）のほか、	写真の撮影、録音、録画などの行為に際し、他人の著作物が写り込んでしまった場合、いわゆる「写り込み」の場合、「正当な範囲内において」当該他人の著作物を利用することができます（不随対象著作物の利用、著30条の2）。 例えば、①スクリーンショットやインターネット上での生配信、模写、街の風景のCG化など多様な行為に伴う写り込み、②固定カメラでの撮影など、創作性が認められない行為を行う場面に伴う写り込み、③子供にぬいぐるみを抱かせて撮影する場合など、メインの被写体から分離が可能な場面における写り込み、といった場合も考えられます。 そのほか、
P320 Lesson35 著作権の制限 2 許諾なく利用できる場合 2行目	引用する要件を満たした場合は、著作物を翻訳することも可能です（著47条の6第3号）。	引用する要件を満たした場合は、著作物を翻訳することも可能です（著47条の6第1項2号）。
P321 Lesson35 著作権の制限 2 許諾なく利用できる場合 条文 著作権法47条の3 5行目	ただし、当該利用に係る複製物の使用につき、第百十三条 <b>第二項</b> の規定が適用される場合は、この限りでない。	ただし、当該利用に係る複製物の使用につき、第百十三条 <b>第五項</b> の規定が適用される場合は、この限りでない。

該当箇所	変更前	変更後
P335 Lesson38 著作権の侵害と救済 <b>2</b> 著作権侵害とみなされる行為 リスト②～⑤	① いわゆる海賊版を国外から輸入・輸出する行為（著 113 条 1 項各号）  ② コンピュータプログラムの違法コピーを業務上使用する行為（著 113 条 2 項） ③ 技術的利用制限手段を回避する行為（著 113 条 3 項）  ④ 著作物に付された権利管理情報を改変等する行為（著 113 条 4 項各号） ⑤ 音楽レコードを還流させ、輸入・所持する行為（著 113 条 6 項）	① いわゆる海賊版を国外から輸入・輸出する行為（著 113 条 1 項各号） <b>② リーチサイト・リーチアプリにおいて侵害コンテンツへのリンク等を提供する行為（著 113 条 2 項）</b> <b>③ リーチサイト運営者・リーチアプリ提供者がリンク提供行為を放置する行為（著 113 条 3 項）</b> ④ コンピュータプログラムの違法コピーを業務上使用する行為（著 113 条 5 項） ⑤ 技術的利用制限手段を回避する行為（著 113 条 6 項） <b>⑥ ライセンス認証などを回避するための不正なシリアルコードを提供等する行為（著 113 条 7 項）</b> ⑦ 著作物に付された権利管理情報を改変等する行為（著 113 条 8 項各号） <b>⑧ 音楽レコードを還流させ、輸入・所持する行為（著 113 条 10 項）</b>
P337～P338 Lesson38 著作権の侵害と救済 <b>5</b> 著作権を侵害した場合の刑事罰 6 行目～ 差し替え	違法ダウンロードについても刑事罰の対象となります。ただし、…（次ページへ続く）   …いわゆるコミックマーケットで販売する行為は、上記①～③の要件を満たさず、親告罪の対象になると考えられます。	違法ダウンロードについても刑事罰（2 年以下の懲役等）の対象となります（著 119 条 3 項）。 侵害コンテンツ（違法にアップロードされた著作物等）へのリンク情報等を集約してユーザーを侵害コンテンツに誘導する「リーチサイト」や「リーチアプリ」についても刑事罰の対象となります。リーチサイト運営行為及びリーチアプリ提供行為については刑事罰（5 年以下の懲役等）の対象であり（著 119 条 2 項 4 号、5 号）、リーチサイト・リーチアプリにおいて侵害コンテンツへのリンク等を提供する行為については、著作権等を侵害する行為とみなして民事措置及び刑事罰（3 年以下の懲役等）の対象となります（120 条の 2 第 3 号）。